

# 四国地方非常通信協議会表彰規程

## （目的）

第1条 この規程は、四国地方非常通信協議会（以下、「本会」という。）で行う表彰の基準及び手続きについて定めることを目的とする。

## （表彰の基準）

第2条 表彰は、次の場合に行う。

- 1 本会の構成員の職員又は団体もしくは個人であって、次に掲げる事項の一つに該当するもの
  - (1) 非常災害時において非常通信の確保について功績があったもの
  - (2) その他特に他の模範として推奨に足る功績のあったもの
- 2 本会の構成員以外の職員又は団体もしくは個人であって、非常通信の確保又は本会の目的遂行に協力し、その功績が著しいもの

## （表彰の方法）

第3条 本会の表彰は、本会の構成員から推薦のあったもののうちから表彰選考委員会において選考し、会長がこれを決定する。

- 2 前項の選考委員は、会長がこれを指名する。

## （種類）

第4条 表彰は、次のものの一つを授与する。

- (1) 表彰状
- (2) 感謝状

附則（平成2年5月15日総会）

この規程は、平成2年5月15日から実施する。

附則（平成7年4月19日総会）

この規程は、平成7年4月19日から実施する。

附則（平成14年4月23日総会）

この規程は、平成14年4月23日から実施する。

附則（平成22年4月26日総会）

この規程は、平成22年4月26日から実施する。

## 四国地方非常通信協議会表彰規定に関する推薦要領

四国地方非常通信協議会表彰規程第2条1項第2号の規定に基づく被表彰者の推薦は、下記の中から行うものとする。

### 記

- 1 地方非常通信協議会の構成員として、5年以上その業務に携わった者
- 2 非常通信訓練等に積極的に参画し、功績の著しい個人又は団体
- 3 この要領に基づき表彰する団体又は個人は、当該年度においては1～2とする。

附 則（平成7年4月19日総会）

この推薦要領は、平成7年4月19日から実施する。

附 則（平成14年4月23日総会）

この推薦要領は、平成14年4月23日から実施する。